別表第１

エネルギー等の熱量換算係数及び二酸化炭素排出係数

１　エネルギー起源

(1) 燃料の燃焼

		換算係数		排出係数	
		数値	単位	数値	単位
原　　油		38.3	GJ/kl	0.0190	t－C/GJ
原油(コンデンセート)		34.8	GJ/kl	0.0183	t－C/GJ
揮発油(ガソリン)		33.4	GJ/kl	0.0187	t－C/GJ
ナ　フ　サ		33.3	GJ/kl	0.0186	t－C/GJ
ジェット燃料油		36.3	GJ/kl	0.0186	t－C/GJ
灯　　油		36.5	GJ/kl	0.0187	t－C/GJ
軽　　油		38.0	GJ/kl	0.0188	t－C/GJ
Ａ　重　油		38.9	GJ/kl	0.0193	t－C/GJ
Ｂ　重　油		41.8	GJ/kl	0.0202	t－C/GJ
Ｃ　重　油		41.8	GJ/kl	0.0202	t－C/GJ
潤　滑　油		40.2	GJ/kl	0.0199	t－C/GJ
石油アスファルト		40.0	GJ/t	0.0204	t－C/GJ
石油コークス		34.1	GJ/t	0.0245	t－C/GJ
液化石油ガス(LPG)		50.1	GJ/t	0.0163	t－C/GJ
石油系炭化水素ガス		46.1	GJ/千m3	0.0144	t－C/GJ
液化天然ガス(LNG)		54.7	GJ/t	0.0139	t－C/GJ
その他可燃性天然ガス		38.4	GJ/千m3	0.0139	t－C/GJ
原　料　炭	輸入原料炭	28.7	GJ/t	0.0246	t－C/GJ
	コークス用原料炭	28.9	GJ/t	0.0245	t－C/GJ
	吹込用原料炭	28.3	GJ/t	0.0251	t－C/GJ
一　般　炭	輸入一般炭	26.1	GJ/t	0.0243	t－C/GJ
	国産一般炭	24.2	GJ/t	0.0242	t－C/GJ
輸　入　無　煙　炭		27.8	GJ/t	0.0259	t－C/GJ
石炭コークス		29.0	GJ/t	0.0299	t－C/GJ
コールタール		37.3	GJ/t	0.0209	t－C/GJ
コークス炉ガス		18.4	GJ/千m3	0.0109	t－C/GJ
高炉ガス		3.23	GJ/千m3	0.0264	t－C/GJ
発電用高炉ガス		3.45	GJ/千m3	0.0264	t－C/GJ
転炉ガス		7.53	GJ/千m3	0.0420	t－C/GJ
黒液		13.6	GJ/t	0.0000	t－C/GJ
木材		13.2	GJ/t	0.0000	t－C/GJ
木質廃材		17.1	GJ/t	0.0000	t－C/GJ
バイオエタノール		23.4	GJ/kl	0.0000	t－C/GJ
バイオディーゼル		35.6	GJ/t	0.0000	t－C/GJ
バイオガス		21.2	GJ/千m3	0.0000	t－C/GJ
その他バイオマス		13.2	GJ/t	0.0000	t－C/GJ
ごみ固形燃料	ＲＤＦ	18.0	GJ/t	0.0162	t－C/GJ
	ＲＰＦ	26.9	GJ/t	0.0166	t－C/GJ
廃タイヤ		33.2	GJ/t	0.0135	t－C/GJ
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	産業廃棄物	29.3	GJ/t	0.0239	t－C/GJ
	一般廃棄物	29.3	GJ/t	0.0257	t－C/GJ
廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）、廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。）から製造された燃料炭化水素油		40.2	GJ/kl	0.0179	t－C/GJ
廃プラスチック類から製造される燃料炭化水素油		38.0	GJ/kl	0.0188	t－C/GJ
廃棄物ガス		21.2	GJ/千m3	0.0000	t－C/GJ

混合廃材	17.1	GJ/t	0.0000	t－C/GJ
水素	142	GJ/t	0.0000	t－C/GJ
アンモニア	22.5	GJ/t	0.0000	t－C/GJ

(2) 他人から供給を受けた熱

	換算係数	
	数値	単位
産業用蒸気	1.17	－
産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水	1.19	－

計画書における事業活動に伴う排出の量の基準年度排出量の算定に当たっては、計画書の提出前年度に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した基礎排出係数のうち、計画書提出の前年度に熱供給契約を締結していた熱供給事業者ごとの基礎排出係数

計画書における評価の対象となる排出の量の基準年度排出量の算定に当たっては、計画書の提出前年度に同法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した基礎排出係数のうち、計画書提出の直近３カ年度に熱供給契約を締結していた熱供給事業者ごとの基礎排出係数

報告書における実績の算定に当たっては、報告書の提出前年度に同法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの基礎排出係数のうち、当該年度に熱供給契約を締結していた熱供給事業者ごとの基礎排出係数

上記以外の者から供給された熱を使用している場合は、産業用蒸気は0.0654ｔ－CO2/GJ、産業用蒸気以外の蒸気、温水、冷水は代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

(3) 他人から供給を受けた電気

計画書における事業活動に伴う排出の量の基準年度排出量の算定に当たっては、計画書の提出前年度に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した基礎排出係数のうち、計画書提出の前年度に小売供給契約を締結していた電気事業者ごとの基礎排出係数

計画書における評価の対象となる排出の量の基準年度排出量の算定に当たっては、計画書の提出前年度に同法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した基礎排出係数のうち、計画書提出の直近３カ年度に小売供給契約を締結していた電気事業者ごとの基礎排出係数

報告書における実績の算定に当たっては、報告書の提出前年度に同法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの基礎排出係数のうち、当該年度に小売供給契約を締結していた電気事業者ごとの基礎排出係数

(4) 他人に供給する電気等

計画書及び報告書の提出年度の前年度に、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する全国平均係数

(5) 都市ガス

計画書における事業活動に伴う排出の量の基準年度排出量の算定に当たっては、計画書の提出前年度に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した基礎排出係数のうち、計画書提出の前年度に小売供給契約を締結していたガス事業者ごとの基礎排出係数

計画書における評価の対象となる排出の量の基準年度排出量の算定に当たっては、計画書の提出前年度に同法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表した基礎排出係数のうち、計画書提出の直近３カ年度に小売供給契約を締結していたガス事業者ごとの基礎排出係数

報告書における実績の算定に当たっては、報告書の提出前年度に同法に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとの基礎排出係数のうち、当該年度に小売供給契約を締結していたガス事業者ごとの基礎排出係数

上記以外の者から供給された都市ガスを使用している場合は、代替値として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数